

一般社団法人三重県サッカー協会
基本規程《印章管理規定》

第 1 章 総則

第 1 条〔目 的〕

この規定は、一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本法人」という。）における印章の種別、調整、保管、及び押印等の基準について必要な事項を定め、適正なる管理及び使用を図ることを目的とする。

第 2 条〔定義〕

印章とは、この法人の名称又は会長その他一定の職名を刻印した印鑑で、その押印によってこの法人の法人としての意思を真正に表示するものをいう。

第 3 条〔種別〕

印章の種別並びに使用目的は次の 3 種とし、その印影、形状は、別表に明示する。

(1) 印鑑登録会長印

法人としての権利義務に関する書類、届出書類等で、印鑑登録会長印の押印を要する場合

(2) 実用会長印

会議の招集通知、助成採択通知等の日常業務で会長印の押印が必要な場合

(3) 金融機関取引印

銀行取引、有価証券取引、契約締結等の業務で押印必要な場合

第 4 条〔調整〕

前項の印章は、会長の承認を得て業務執行理事が製作調達するものとし、破損等による再製の場合も同様とする。

第 5 条〔登録等〕

1. 業務執行理事は、前条の印鑑登録会長印を所管の法務局に登録し、その証明を受けて会長に報告しなければならない。
2. 金融機関取引印を銀行、証券会社等の取引口座に登録する場合は、当該取引機関への登録が完了後、速やかに会長に報告しなければならない。

第 6 条〔保管管理〕

1. 印章は、業務執行理事が管理責任者となって、印箱に収納し所定の金庫に保管するものとする。
2. 印章は、保管場所のある事務所から持ち出してはならない。

第7条〔押印手続き〕

- 1. 印章は、それぞれの用途目的に応じて適切に使用されなければならない。
- 2. 押印は、押印依頼書により業務執行理事の承認を得なければならない。
- 3. 押印については、第3条（1）、（2）、（3）を使用するときは、同条の手続きに基づき、業務代行理事が押印を行う。

第8条〔改正〕

この規定の改正は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

種 別	刻印名称	印 影	形 状
印鑑登録会長印	一般社団法人三重県サッカー協会会長之印		真円
実用会長印	一般社団法人三重県サッカー協会会長之印		正四角形
金融機関取引印	一般社団法人三重県サッカー協会会長之印		真円